

## 長期所在不明組合員の脱退手続きに関する公告

2018年3月の理事会において、大分県医療生活協同組合定款第10条2・3・4項に基づき、下記の通り長期所在不明組合員の「みなし自由脱退」の手続きを行います。

- (1) 対象者は2年以上所在確認できなかった方で、かつ当該支部地域でも確認できない組合員。
- (2) 対象名簿は大分県医療生協の本部事務所に備え付け、閲覧に供します。
- (3) 閲覧期間は2018年1月4日より2018年2月28日まで。
- (4) 長期所在不明組合員の「みなし自由脱退」は、理事会で承認して総代会において報告されます。
- (5) 脱退手続き後に対象者の住所が確認された場合は、ただちに復活手続き（再加入・出資金復活）を行います。

2017年12月

大分県医療生活協同組合  
理事長 檜原 真由美